

# 経営管理意向調査の進め方

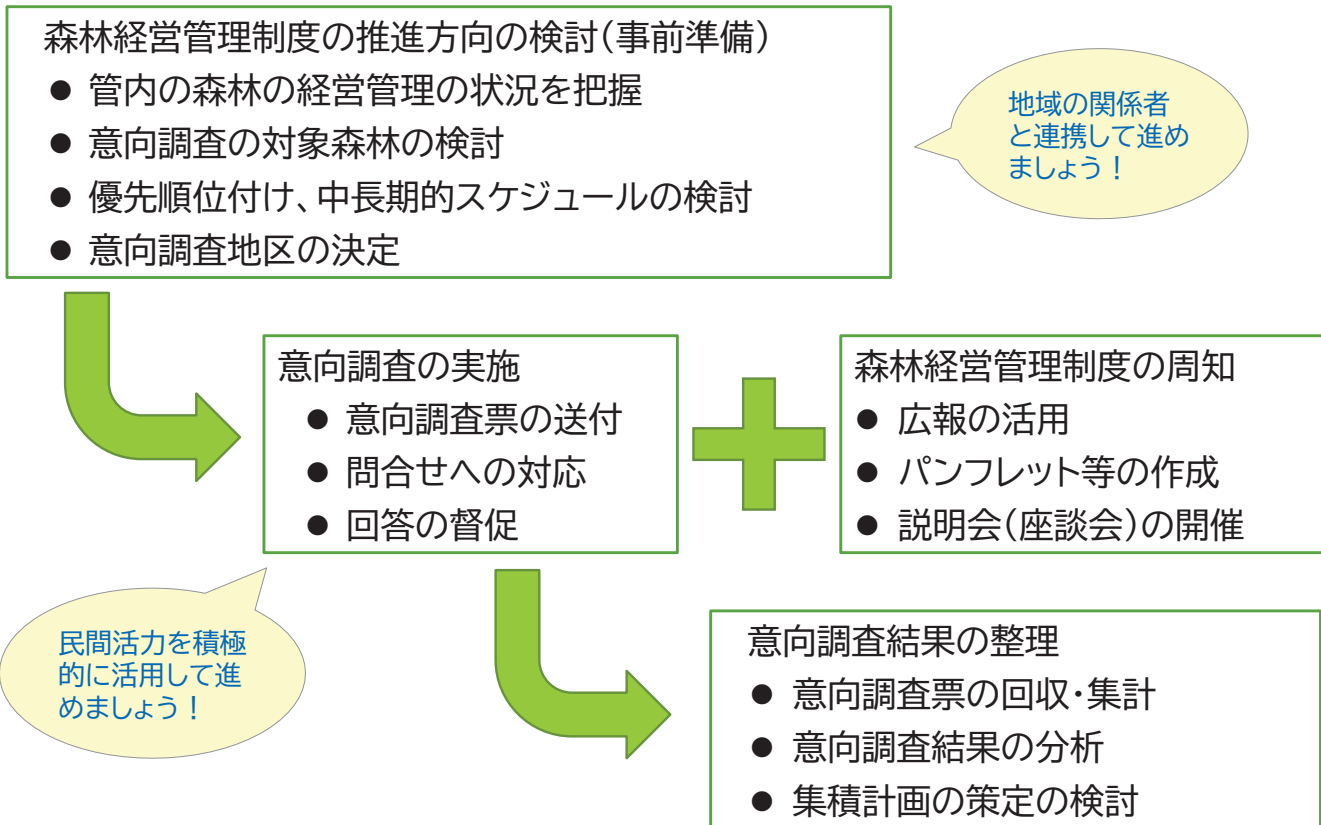
---

林野庁 森林利用課 森林集積推進室  
令和5年4月

## 目次

- 1 意向調査の進め方(全体の流れ)
- 2 準備(対象森林の検討、優先順位付け)
- 3 意向調査の実施
- 4 意向調査結果を踏まえた対応

# 1. 意向調査の進め方(全体の流れ)



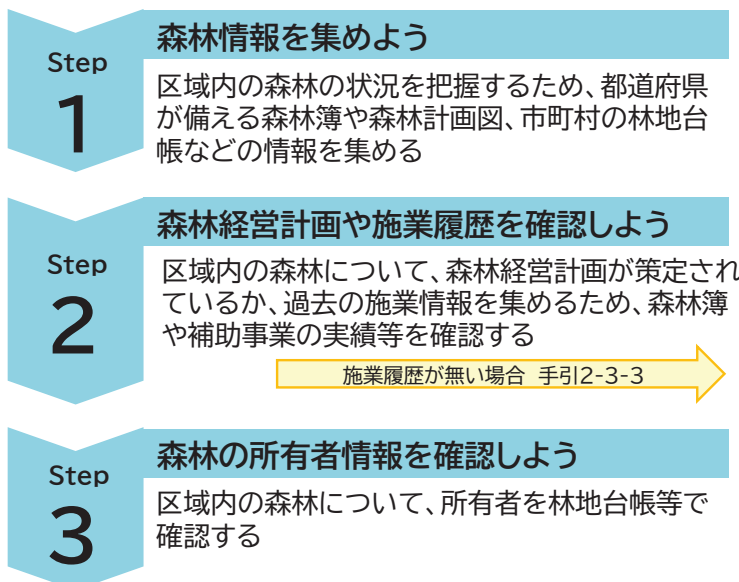
2

## 2. 準備① 森林の状況を把握

事務の手引 2-1  
~2-3-5

- 区域内の経営管理が行われているか、森林所有者は誰かなど、森林情報を把握しましょう
- 森林情報には、市町村の林地台帳のほか、都道府県に森林簿や森林計画図等があります
- 都道府県が整備した森林GISで施業履歴や所有者情報を網羅的に確認することも有効です

### 作業フロー図



### 集める情報

#### 1. 森林情報を集めよう

<input type="checkbox"/> 森林簿	都道府県
<input type="checkbox"/> 森林計画図	都道府県
<input type="checkbox"/> 森林GIS〔クラウド〕	都道府県
<input type="checkbox"/> 林地台帳	市町村
<input type="checkbox"/> 市町村森林整備計画	市町村

#### 2. 施業履歴を確認しよう

<input type="checkbox"/> 施業履歴〔森林簿、補助事業の実績〕	都道府県
<input type="checkbox"/> 森林経営計画書	市町村

#### 3. その他

3

## 2. 準備② 意向調査の対象森林を検討

- まずは、意向調査の対象となり得る森林(経営管理が行われていない可能性のある森林)を抽出し、各地区単位で対象となりうる森林の有無を整理しましょう
- 意向調査は、法に基づく取組のみならず、地域の森林整備を進めていく上でも重要なステップですので、都道府県の出先機関、森林組合、事業者等と連携して取組を進めましょう
- 意向調査の段階では、対象森林を詳細に絞り込まず、森林所有者の整備方針を幅広く確認した後、経営管理権集積計画を定める段階で要件を絞り込むといった方法も考えられます

### 作業フロー図

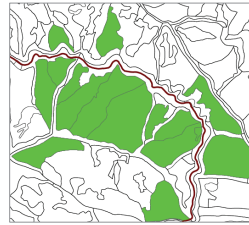
森林情報をもとに対象森林を抽出

Step  
1

施業履歴等を森林計画図等に記載

収集した森林の種類や施業履歴等を森林計画図等に記載することで、経営管理が行われていない森林を図面に明示

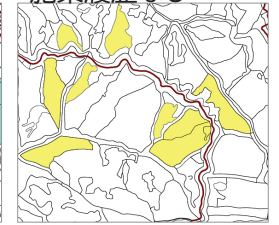
①私有林の人工林



②森林経営計画なし



③過去10年程度施業履歴なし

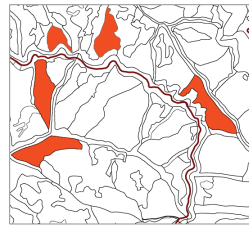


Step  
2

施業履歴や所有者をリスト化

施業履歴や森林の所有者情報等をリスト化して、どの森林が意向調査を行いやすいか等を明らかに

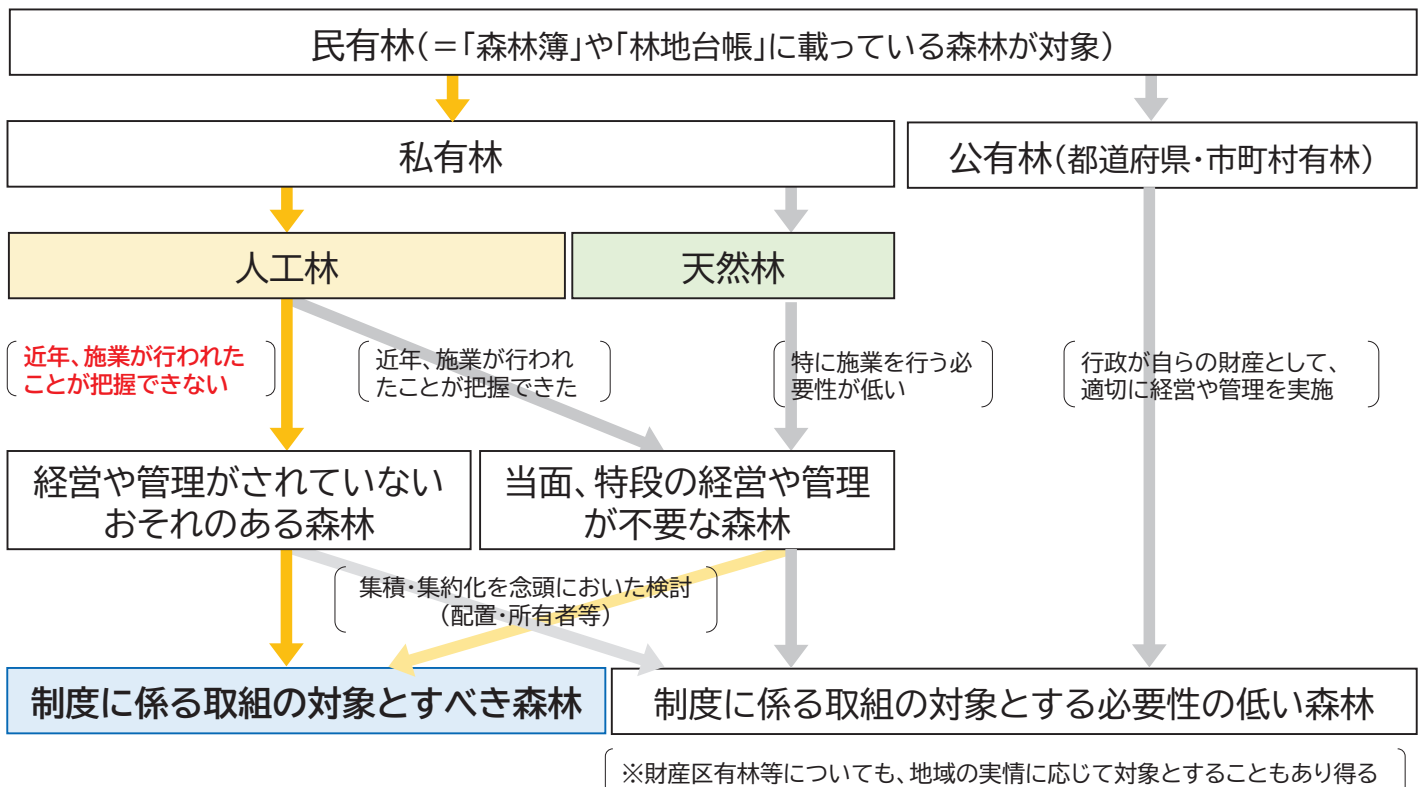
①かつ②かつ③の森林



意向調査実施年度	所在	地番	林班	小班	面積(m <sup>2</sup> )	林種樹種	林齢	施業履歴	森林経営計画の有無	森林所有者の氏名・住所	その他参考となる情報
	●●市	123	12	17	1.6	人工林スギ	40	H22間伐	有 R2終了	●●氏 ●●市	共有林 ▲▲氏 ▲▲市
	"	123	12	18	"	"	40	H22間伐	無	●●氏 ●●市	共有林 ▲▲氏 ▲▲市
	"	124	13	17	"	"	60	無	無	●●氏 ●●市	-
	"	124	13	18	2.5	"	30	H15間伐	無	●●氏 ●●市	-
	"	125	14	17	1.0	"	41	H29間伐	有 R4終了	●●氏 ●●市	-
	"	126	15	17	1.2	"	42	H25間伐	無	●●氏 ●●市	-
	"	127	16	20	1.5	"	45	H24間伐	無	-	-

4

## 【参考】対象森林の基本的な考え方

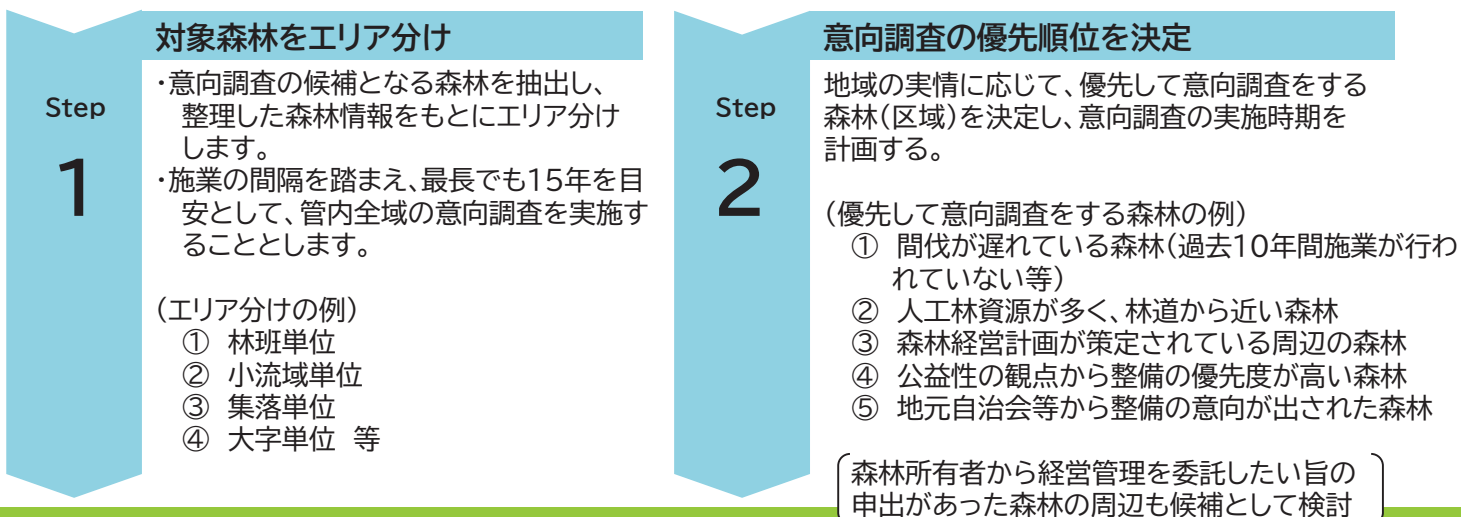


5

## 2. 準備③ 優先順位、中長期スケジュールの検討

- 効率的・効果的に意向調査を進めるため、意向調査の候補となる森林を一定のエリアに分け、優先順位をつけましょう
- 優先順位は、間伐遅れの解消や人工林資源の活用など、地域の実情に応じて決定しましょう
- 優先順位を決定する際には、都道府県の出先機関、森林総合監理士、森林組合、事業者等と連携するとともに、地域住民の意見を踏まえて検討することが有効です

### 作業フロー図



6

## 【参考】地区毎の取組方針の検討

- 市町村が経営管理の委託を受けるか否かの判断の基準として、自然的条件や社会的条件をもとに、管内の森林における林業経営の適否(又は森林整備の緊急性・必要性)を整理しておくことが有効です。
- 林業経営の適否の判断に当たっては、例えば、林道からの距離(300m以上or未満)、土地の傾斜(30°以上or未満)を適用してみましょう。
- 上記の考え方をもとに、抽出した意向調査対象森林を、市町村が自ら管理する森林(木材搬出を伴わない森林)と、林業経営者への再委託を進める森林(木材搬出を伴う森林)に区分し、意向調査の優先順位を検討します。

### <取組方針のイメージ>

区分		土地の傾斜	
		30°未満	30°以上
林道からの距離	300m以上	(※)	林業経営に不適 (市町村が自ら管理)
	300m未満	林業経営に適 (林業経営者へ再委託)	(※)

※グレーゾーンについては、人工林の面的まとまり、森林作業道の開設状況、周辺における森林経営計画の作成状況、民家等からの距離等から判断

7

# 【参考】意向調査の優先順位の考え方

- 都道府県、森林総合監理士、森林組合、事業者等の関係者と意見交換を行い、市町村としての意向調査の取組方針や優先順位付けを決定します。
- その結果、面的に意向調査を行うのみならず、地域の実情に応じて、民間事業者の経営意欲が高い森林や集落周辺の森林など、まずは、ニーズが高い箇所に絞って、ピンポイントで意向調査を行うことも選択肢となります。

## 1. 面的に意向調査を実施

<例1> 旧市町村単位で毎年均等に意向調査を進める

→ 管内の森林をブロック分けし、それぞれの市町村の実情に応じた優先順位(地籍調査実施済みの森林から行う、高齢化率の高い集落から行う、自治会の反応が良い地区から行う等)を設定し、順番に意向調査を実施。

→ 市町村管理とするか、再委託のプロセスに進めるかは、意向調査の結果を踏まえて、取組方針や民間事業者の要望を踏まえて、個別に判断。

## 2. 地域のニーズが高い箇所を対象にピンポイントで意向調査を実施

<例2> 地域の民間事業者が経営管理に関心を有する森林を優先

→ 林業経営者への再委託を念頭に、地域の民間事業者が経営管理に関心を有する森林(例えば、当該事業者による既存の森林経営計画対象森林の周辺など)を優先して、意向調査を実施(島根県邑南町等を参考)。

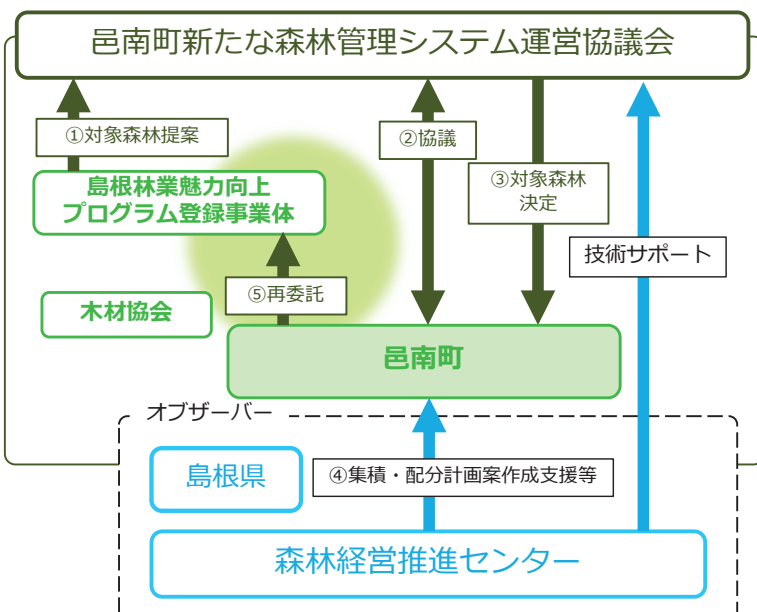
<例3> 防災等の観点から、住民からの森林整備の要望が高い森林を優先

→ 市町村による公的管理を念頭に、集落やインフラ周辺の森林を優先して、意向調査を実施(岐阜県郡上市等を参考)。

## 【事例①】 事業者の提案を踏まえた対象森林の決定 | 島根県邑南町

- 邑南町は、町、木材協会、県登録事業者を構成員とする「邑南町新たな森林管理システム運営協議会」を設置。県及び森林経営管理推進センターもオブザーバーとしてサポート。
- 森林経営管理制度は事業者への再委託を念頭に運用。対象地は、事業者からの提案を受けて、協議会で決定。選定に際しては、①地籍調査済み、②人工林率70%以上、③路網整備が可能、④配分計画の策定が見込めるなどの点を評価。
- 事業者だけでは整備できなかった小規模・多人数所有森林に制度を活用することで、未整備森林の解消を目指す。

### 【森林経営管理制度の支援体制】



### 【取組の概要】

#### 森林経営管理制度の運用

- 事業者への再委託を念頭に置く (R3年度末時点で、集積計画が策定された森林の全てで配分計画を作成)
- 団地として森林経営ができない場合は、森林組合等に引き継いで間伐等必要な森林整備を実施 (市町村事業は未実施)
- 意向調査の結果、自己管理を希望した所有者にも、路網の作設など、施業集約化に協力を依頼
- これまで林業事業者が取り組んでこなかった小規模分散所有・多人数所有の森林を制度の対象として、町が森林を集積することで、未整備森林を解消

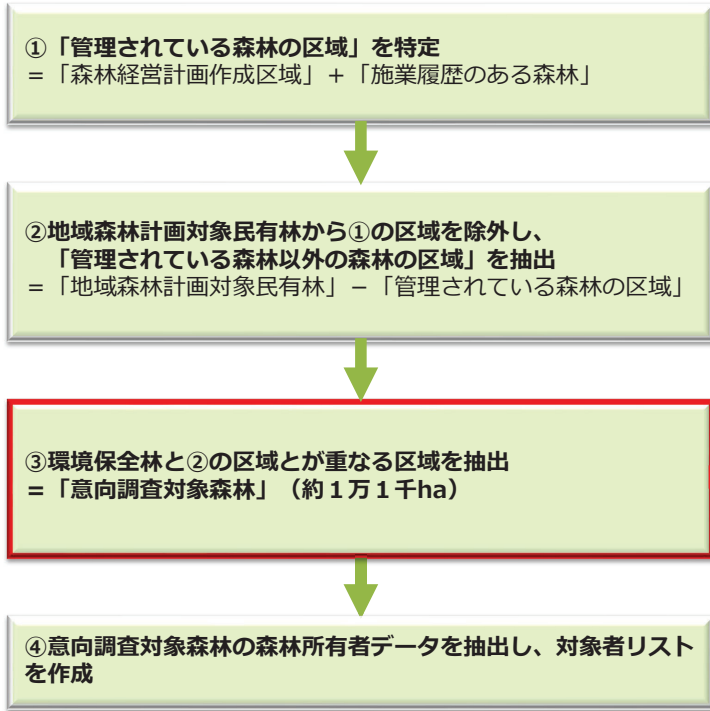
#### 対象箇所選定の評価ポイント

- ①地籍調査実施済みで境界が明確である
- ②人工林率が高い (70%以上)
- ③林道等とのアクセスが容易で今後の路網整備が可能である
- ④配分計画の策定まで見込める

## 【事例②】森林の将来目標区分（ゾーニング） | 岐阜県郡上市

- 郡上市では、市森林整備計画のゾーニングにおいて、「環境保全林」となっている森林のうち、森林経営計画が作成されておらず、施業履歴がない森林（約1.1万ha）を意向調査の対象として選定。
- このうち、災害防止の観点から、山地災害リスクが高く、民家周辺に所在する森林等として、当面は約1千haの森林を優先的に意向調査を進めていく方針。

### 【意向調査対象区域の抽出フロー】



### 【ゾーニングの概要】

- 郡上市の森林面積 92,844ha
  - うち民有林面積 90,496ha (森林計画対象内民有林)
  - うち人工林面積 50,203ha (人工林率 55.4%)
- 森林の将来目標区分（ゾーニング）
  - 環境保全林 55,641ha 木材生産林 34,855ha
  - うち未整備人工林（公有林、公社等の分収林を除く私有林）
  - 環境保全林 約1万1千ha 木材生産林 約8千ha
- <「環境保全林」の条件>
  - ・路網から300m以上
  - ・傾斜30度以上 等



### <凡例>

- 意向調査を優先する森林 (約1千ha)
- 環境保全林

抽出した森林のうち、

- 砂防指定地
- 山地災害危険地区
- 保安林への指定状況
- 過去に山地災害が発生した箇所等に基づいて点数化、優先順位を決定

10

## 【参考】意向調査の実施リストの作成例

- 意向調査対象森林を抽出し、意向調査を実施する時期をリスト化し、計画的に実施できるようにします(下の例では、過去10年間施業が行われていない森林かつ、所有者が分かっている森林を優先する場合の計画例を示しています)。

意向調査実施年度	所在	地番	林班	小班	面積 (ha)	林種樹種	林齢	施業履歴	森林経営計画の有無	森林所有者の氏名・住所	その他参考となる情報
R2	●●市◆◆	123	12	17	1.6	人工林スギ	40	H22間伐	有 H32終了	●●氏 ●●市	共有者 ▲▲氏 ▲▲市
R2	"	123	12	18		"	40	H22間伐	無	●●氏 ●●市	共有者 ▲▲氏 ▲▲市
R1	"	124	13	17	2.5	"	60	無	無	●●氏 ●●市	—
R1	"	124	13	18		"	30	H15除伐	無	■氏 ■市	—
—	"	125	14	17	1.0	"	41	H29間伐	有 H34終了	■氏 ■市	—
R3	"	126	15	17	1.2	"	42	H25間伐	無	■氏 ■市	—
R4	"	127	16	20	1.5	"	45	H24間伐	無	—	—

過去10年間施業が行われていない森林を優先して意向調査

森林の所有者が分かっている森林を優先して意向調査

11

- 「意向調査票」には、次の3点を含める必要があります
- 3点の内容が含まれていれば、調査票に記載する質問の数や具体的な内容は、様々に工夫することが可能です。
- 模範例を参考としつつ、地域の実情に応じた内容としてください。

## 意向調査票

(施行規則第3条を参照)

### 1 集積計画対象森林についての経営管理の現況

- ・現在の管理や手入れの状況
- ・過去に行った管理や手入れの状況(施業履歴の有無の確認) など

### 2 集積計画対象森林についての経営管理の見通し

- ・自ら経営管理するか、経営管理を委託したいか
- ・事業体への受委託契約を望むか、森林経営管理制度を望むか
- ・どのような経営管理を望むか など

### 3 その他参考となるべき事項

- ・森林の所有者かどうか
- ・ほかに所有者がいるかどうか(相続の発生、売買の有無等)
- ・森林の場所、境界の把握有無 など



## 【参考】森林経営管理制度の周知

- 意向調査は、森林所有者に所有森林の経営方針等を伺う調査ですので、森林所有者が制度の趣旨・内容を十分に理解した上で回答してもらうことが重要です。
- パンフレットの配布や市町村の広報誌の活用、集落座談会の開催などを検討しましょう。
- お盆や正月の帰省時期に合わせて調査を行うことで、意向調査への関心を高めるという工夫も回答率を上げるために有効です。

### <林野庁パンフ:あなたの"森林"手入れができていますか?>

### <説明会の開催(鳥取県若桜町)>

#### 森林経営管理制度の概要

(平成31年4月1日施行)

林野庁ホームページをご覧ください。 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokusa/>

#### あなたの"森林"手入れができていますか?

市町村を通じてあなたの森林を活かす仕組み、それが「森林経営管理制度」です。

林野庁



地元説明会の参加者から収集した所有者情報をもとに、林地台帳を更新。参加者には説明会開催時に意向調査票を自治会経由で配布。欠席者には町から郵送。

# 【参考】意向調査票の工夫

- 意向調査票の体裁をなじみよいものにする、シンプルな構成とする、といった工夫により、意向調査の回答率を高める工夫が行われています。
- また、所有者とのやりとりを円滑に行うため、回答用紙に色紙を使用する、回答用紙に通し番号を記載する、意向調査を委託した場合には返信用の封筒は市町村のものを使用する、といった工夫例もあります。

## □ 静岡県富士市

文章を短くするとともに、文字を大きくするなど分かりやすさを重視。設問も3問のみ

## □ 青森県西目屋村

表面を案内文書、裏面を意向調査票として作成し、設問数も最低限の3問とシンプルな構成に

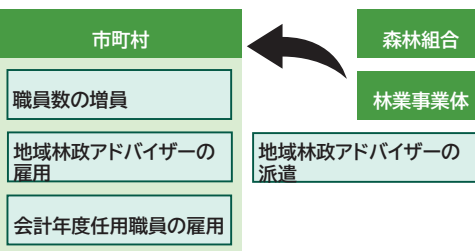
# 【参考】意向調査の実施体制

- 市町村の森林・林業担当職員は全国で約3,000人程度であり、専ら林務を担当する職員数が0人の市町村が4割を占めるなど、体制が十分ではない市町村が多い状況です。そのため、森林経営管理制度を円滑に運用していくためには、市町村の取組体制を構築することが重要です。具体的には、①市町村自らの体制構築や②協議会の設置による民間活力の活用、③複数市町村の連携などが考えられます。

## 【体制整備の例】

### ①市町村自らの体制構築

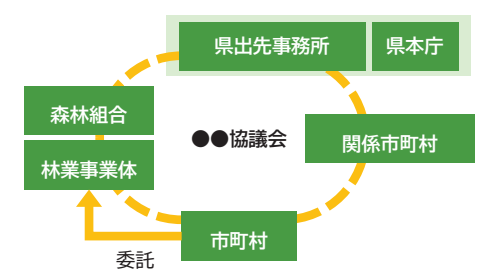
- 市町村による体制整備の方法は様々であり、自ら体制強化を図っている事例としては、組織再編により新たな専属部署を設置する例や会計年度任用職員等の雇用も含め、林務担当職員を増員する例、地域林政アドバイザーを活用する例などがあります。



- 上記のほか、特徴的な取組としては、森林経営管理制度関連の事務を担う人材を地域おこし協力隊として募集し、雇用している例や森林組合に職員派遣を依頼し、市町村の業務に従事させる契約関係を構築している例などがあります。

### ②協議会の設置による民間活力の活用

- 森林経営管理制度の推進母体となる新たな組織を立ち上げた事例では、制度に係る業務全般の受け皿となる組織として、森林組合や林業事業者等による協議会を設立している例や関係者間の合意形成の場として、周辺市町村、都道府県、民間団体等と協議会を設立している例などがあります。



- 上記のほか、外部委託という形で民間活力を活用している事例も多く、境界明確化などの専門的知識や技術が必要な業務を森林組合等に委託している例や意向調査業務をシステム会社に担ってもらう例もあります。

### ③複数市町村の連携

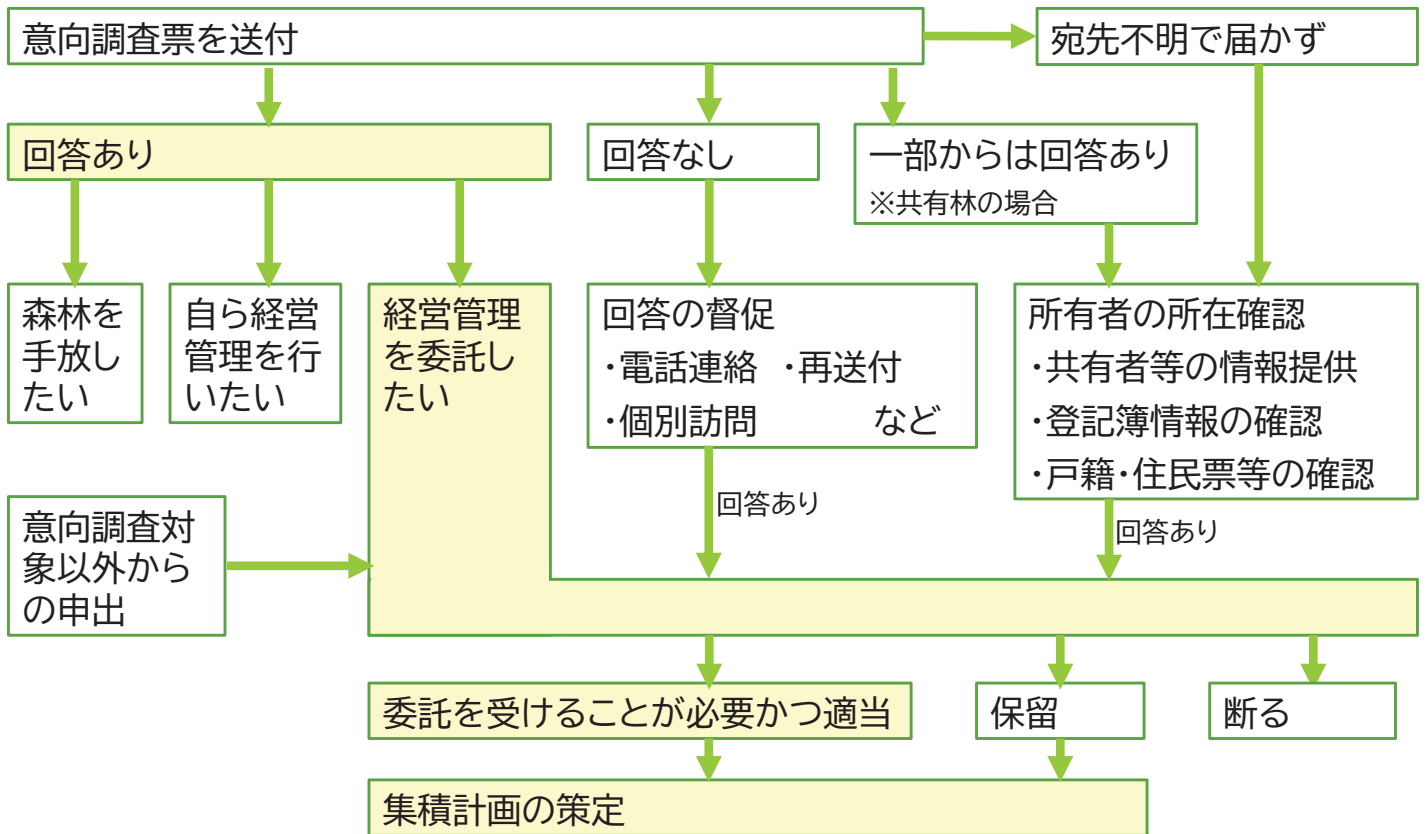
- 周辺市町村と連携した体制構築の事例として、新たな組織を立ち上げ、各市町から職員派遣を行い、業務を一元的に管理している例や既存組織に新たな部署を立ち上げ、専門の職員を配置したうえで、制度の事務全般を担っている例などがあります。



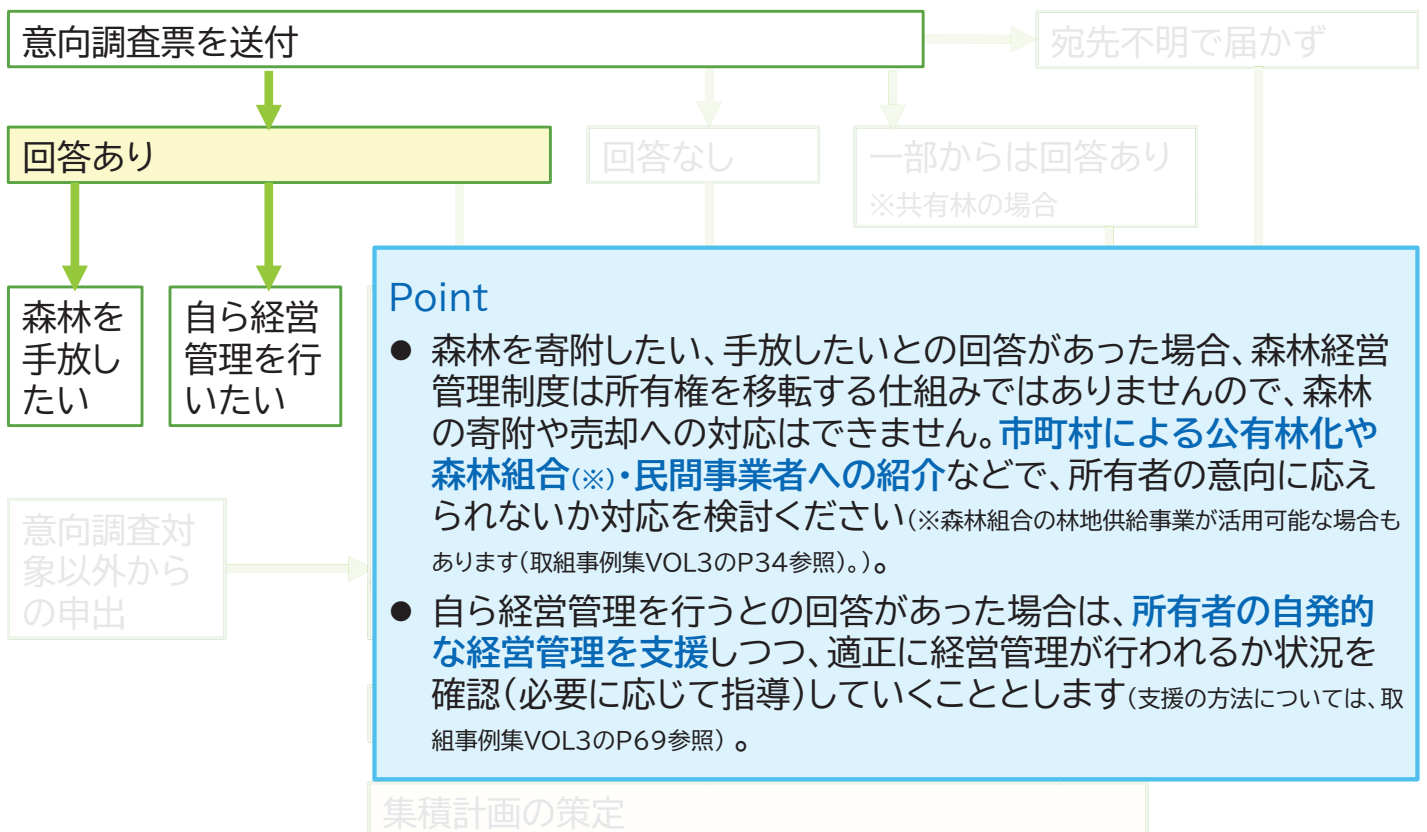
- 上記のほか、県と複数市町、森林づくり推進機構で、新たな協議会を設置し、事務の共同化・効率化を進める事例や隣接する市町で新たな団体を設立し、事務を一本化する例もあります。



# 5. 意向調査結果を踏まえた対応(1)

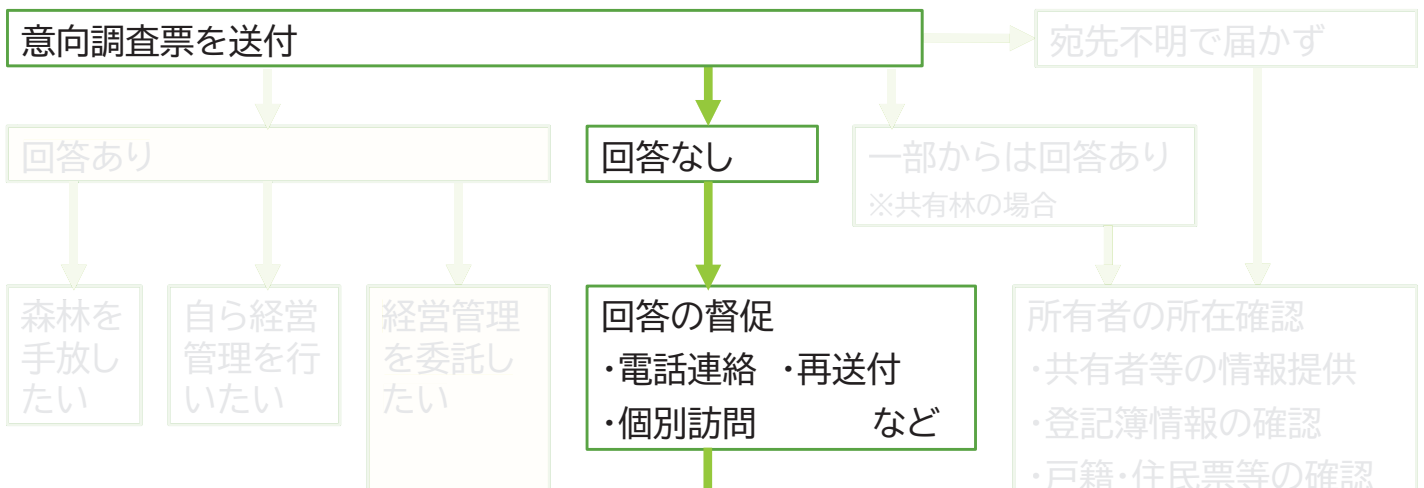


# 5. 意向調査結果を踏まえた対応(2)



## 5. 意向調査結果を踏まえた対応(3)

事務の手引き 2-3-7  
2-3-8



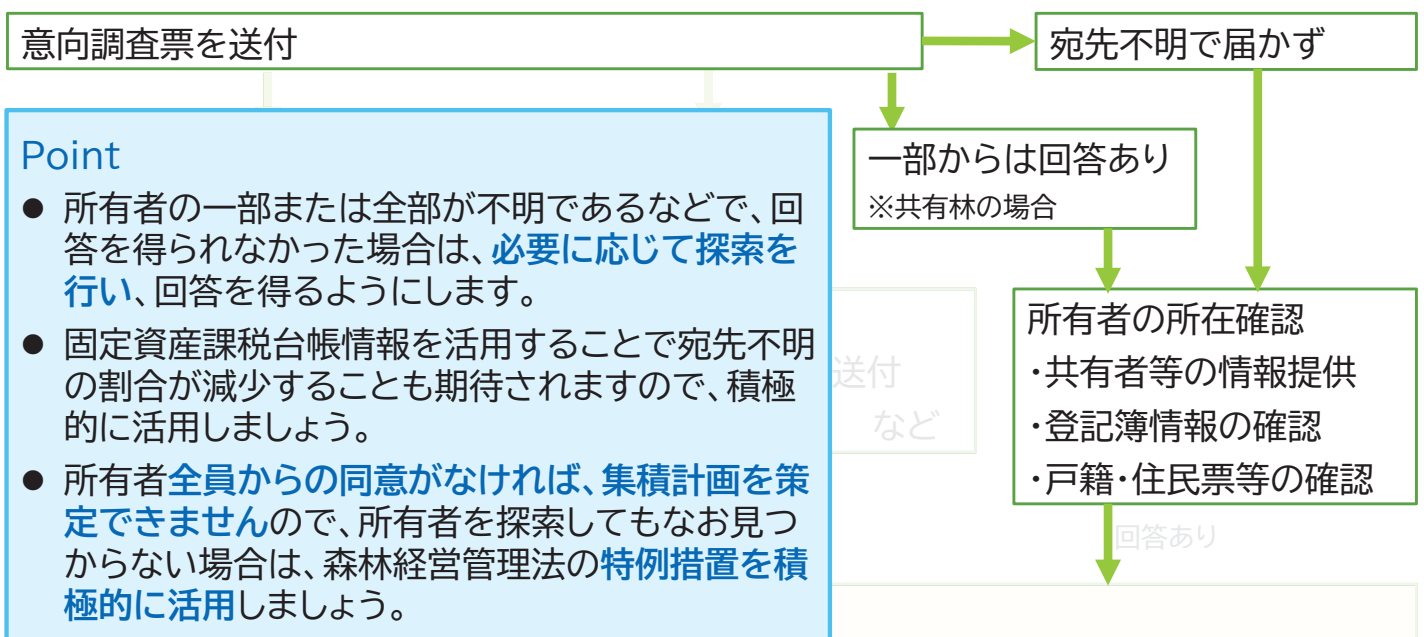
### Point

- 所有者の所在が明らかである(意向調査票が届いた)にも関わらず、意向調査に回答がない場合は、回答率の向上のため、意向調査票の再送付や個別訪問等により、**回答の督促**を行います。
- 督促を行っても意向調査に応じない場合は、必要に応じて、**確知所有者不同意森林の特例手続**により、集積計画を定めることも検討します。

18

## 5. 意向調査結果を踏まえた対応(4)

事務の手引き 2-3-7  
2-3-8



### Point

- 所有者の一部または全部が不明であるなどで、回答を得られなかった場合は、**必要に応じて探索を行い**、回答を得るようにします。
- 固定資産課税台帳情報を活用することで宛先不明の割合が減少することも期待されますので、積極的に活用しましょう。
- 所有者**全員からの同意がなければ、集積計画を策定できません**ので、所有者を探索してもなお見つからない場合は、森林経営管理法の**特例措置を積極的に活用**しましょう。

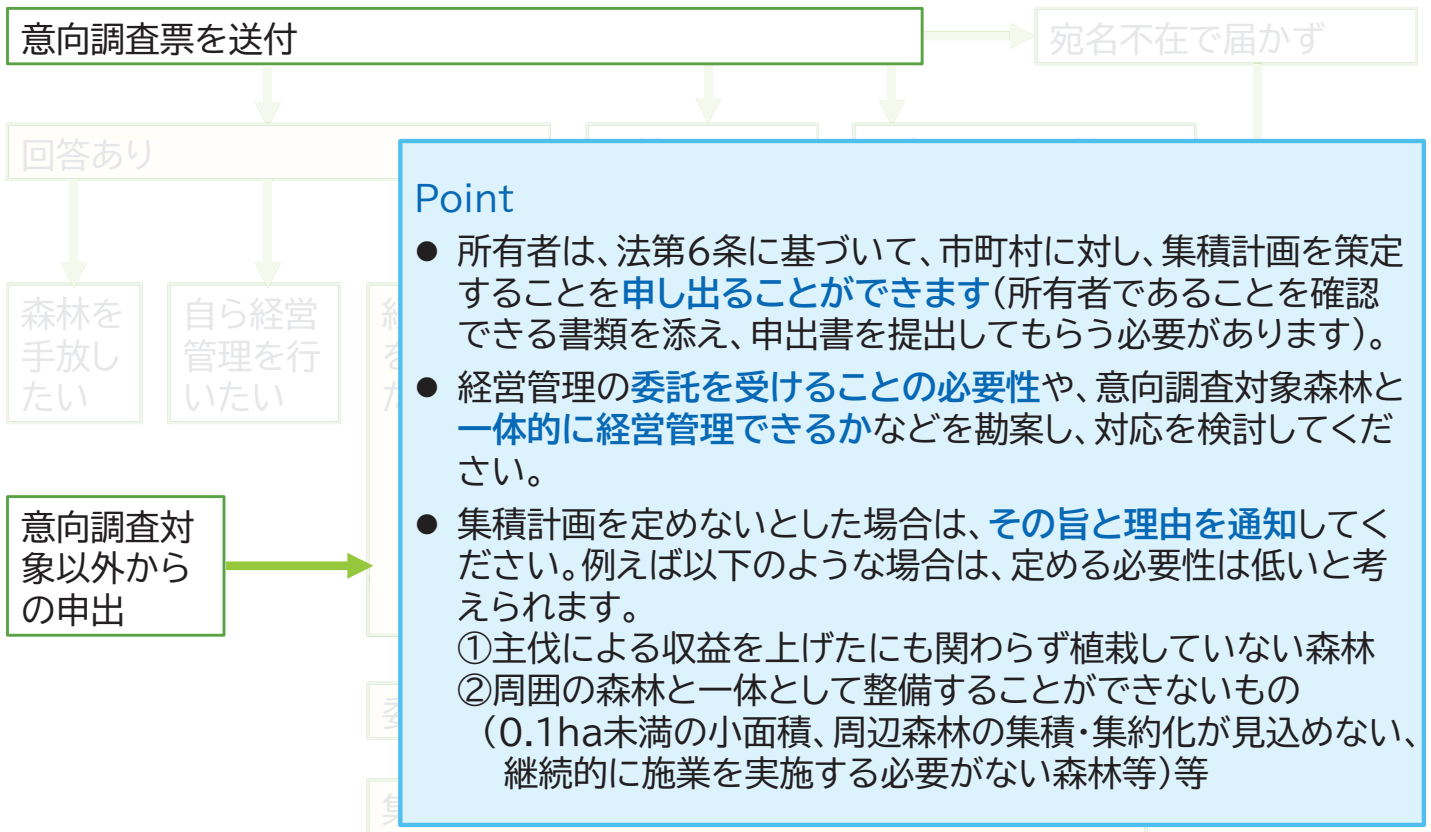
### 【事例】固定資産課税台帳情報の活用効果 | 三重県津市

固定資産課税台帳情報の活用により意向調査票の宛先不明の割合が1割減少。

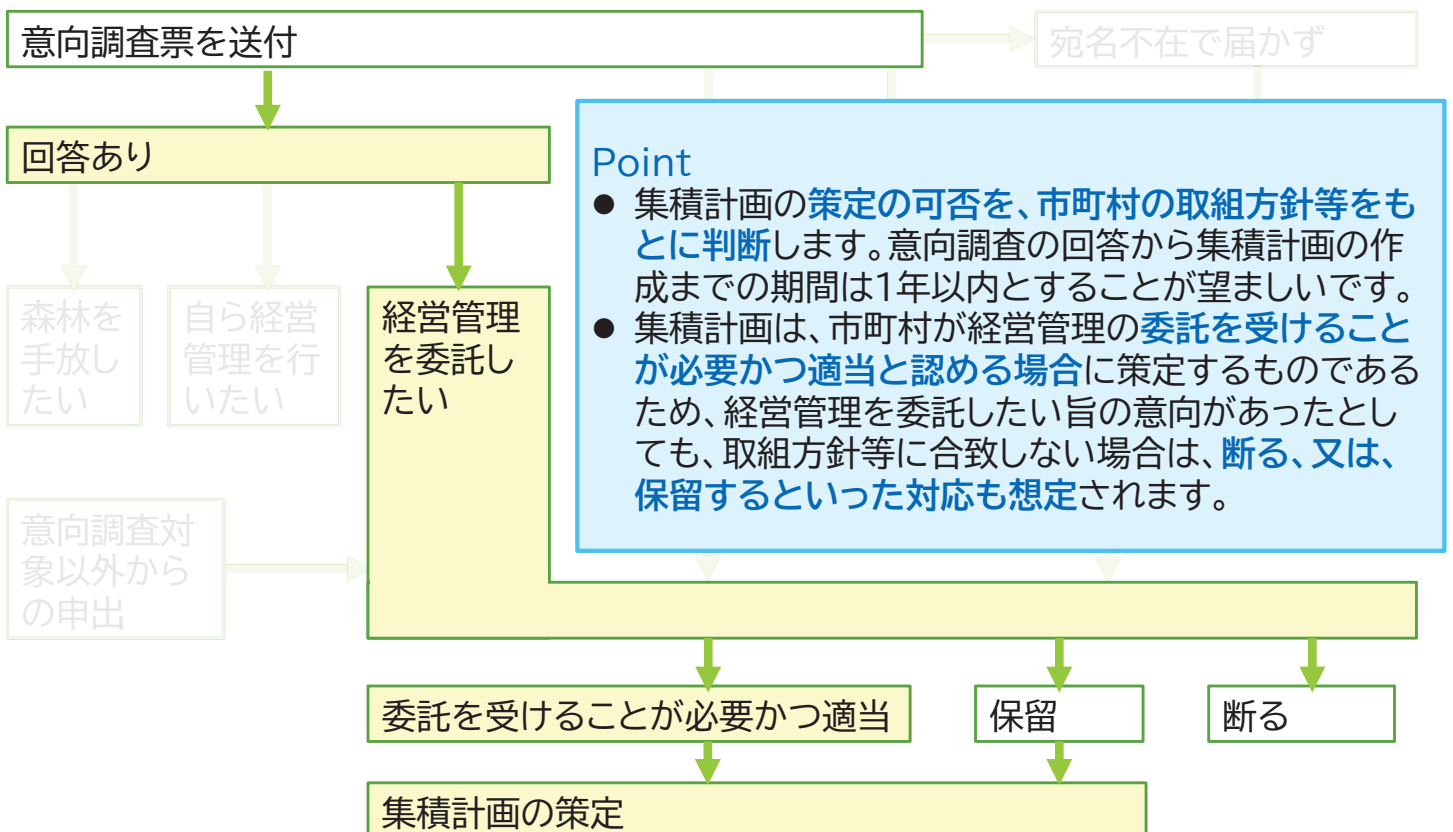
➡ 宛先不明574件のうち、約6割にあたる339件が発送可能になった。

19

# 5. 意向調査結果を踏まえた対応(5)



# 5. 意向調査結果を踏まえた対応(6)



## 【事例③】集積計画策定方針に基づく対象森林の選定 | 和歌山県有田川町

- 有田川町では、意向調査の実施に当たって、森林整備が必要な森林に限定せず、私有林人工林であり、森林経営計画が作成されていない森林について、幅広く森林所有者の意向を確認。
- 令和元年度に、施業集約化の可能性や災害リスクを考慮した「集積計画策定方針」を策定。同方針に基づき、集積計画策定の優先順位を検討。検討に当たっては、町・森林組合で図上検討し、最終的な集積計画の策定可否を判断。

### 【集積計画作成の方向性】

- ① 年間の事務量や予算等を考慮すると、委託希望の回答があった森林の全てを受託するのは困難。優先順位を付けながら集積計画を策定する必要があったため、計画作成の基準となる「集積計画策定方針」を作成。
- ② 町内を旧町単位で3つに分け、人工林率が19%のエリアは、森林経営計画の作成が困難なため、市町村森林経営管理事業を念頭に集積計画の策定を検討。
- ③ 人工林率が53%と86%の2つのエリアは、森林経営計画の作成をイメージして候補地を選定。既存の森林経営計画がある場合は、面的なまとまりを意識して集積計画の策定を検討。配分計画が期待できるところは公募を実施。

### 【集積計画の主な内容】

- ① 存続期間：10年を基本
- ② 経営管理の内容：間伐を1回以上実施、年1回の巡視

付属CD掲載  
P31参照

### 有田川町森林経営管理権集積計画策定方針（抜粋）

#### ●集積計画策定地の選定要件

以下の要件のいずれかに該当する山林を集積計画策定地として選定する。

- ① 経営計画策定が期待できる山林
- ② 既存の経営計画と一体的な施業が期待できる山林
- ③ 和歌山県が作成する土砂災害マップにおける土砂災害の危険がある箇所付近の山林
- ④ 災害時の土砂崩れ、風倒木の発生により、住宅被害の可能性がある山林
- ⑤ 災害時の土砂崩れ、風倒木の発生により、住民が日常的に往来する道路を寸断する可能性がある山林
- ⑥ 緊急に施業が必要とされる山林
- ⑦ 概ね3ヘクタール程度の施業の集約化が見込める山林
- ⑧ 町長が特に認める山林

#### ●集積計画の基本条件

集積計画の基本条件については、別添様式（経営管理権集積計画）の内容とする。存続期間は10年（施業で主伐を含む場合は15年）を基本とする。基本条件をもとに状況に応じて存続期間・内容を変更することができる。

#### ●集積計画策定山林の経営管理の実施方法

- ・自然条件が良く経済的に成り立つと見込まれる山林（主として選定要件①②に該当する山林）は、民間事業者に経営管理実施権を設定するため、経営管理実施権配分計画策定を検討する。
- ・自然条件が悪く今後とも経済的に成り立たない森林においては、森林環境譲与税を活用して市町村森林経営管理事業（間伐等）を実施する。

22

## 【事例④】集積計画策定に向けた方針書の作成 | 徳島県美馬市・つるぎ町

- 美馬市・つるぎ町では、意向調査の結果を踏まえて、森林所有者向けの説明会を開催した上で、森林所有者の最終的な意向を確認。市町に委託したいとの意向があったものについては、原則として、集積計画を策定。市町で管理するか、林業経営者に再委託するかは、集積計画策定後に判断。
- 市町としての取組方針や考え方を整理するため、集積計画で定める内容をあらかじめ方針書としてとりまとめ。
- 所有者の意向も踏まえつつ、経営管理が直ちに必要のない森林についても、まとめて集積計画に組み込む方針。

### 【森林の経営管理方針】

- 令和元年度に、「森林経営管理法に基づく森林の経営管理方針」を策定（R2.5改正）。森林経営管理制度に積極的に取り組み、管内の森林資源を十分に活用し、経済の発展に資するという目的を明確化。
- 方針書には、意向調査の対象森林とその実施方法及び計画、集積計画の策定要件、目標林型の設定基準、計画期間及び経営管理の内容、金銭の算定方法などについて明記。

付属CD掲載  
P32参照

森林経営管理法に基づく  
市内森林の経営管理方針について

#### ■方針書の主な記載内容

- 1 計画策定総論  
…集積計画作成の単位 等
- 2 経営管理権を集積する範囲及び設定する要件  
…集積する範囲、設定要件
- 3 経営管理権集積計画の策定方針  
…存続期間の考え方 等
- 4 経営管理権集積計画策定の流れ

令和元年6月3日  
令和2年5月 日改正  
徳島県美馬市

### 【森林経営管理法に基づく森林の経営管理方針（抜粋）】

- 2 経営管理権を集積する範囲及び設定する要件
  - (1) 経営管理権を集積する範囲  
経営管理意向調査の中で、所有する森林の管理に関し、その解答が「役場に任せたい」、「その他」、「無回答」だった所有者に対して、最終的な意向を確認し、その結果、「所有する森林の管理を役場に任せたい」との意向を持つ所有者の森林を、経営管理権集積の範囲とする。ただし、次のような場合は、対象外とする。  
ア 計画を策定しようとする森林が、林業事業者により森林経営計画が策定されている森林と一体的な経営管理が可能であると判断される森林。  
イ 皆伐後10年以内の森林
  - (2) 経営管理権を設定する要件  
ア 登記簿上の甲区権利人、乙区権利人のすべてから、経営管理権集積計画の内容を同意していること。  
イ アの権利人の中で死亡している者がいる場合は、当該権利人の法定相続人全員から、経営管理権集積計画の内容について同意を得ていること。
- 3 経営管理権集積計画の策定方針
  - (1)～(2)（省略）
  - (3) 経営管理実行者ごとの事業内容  
ア 経営管理権に基づき市が経営管理を実行する場合  
原則として、素材生産等収益を伴う施業は実施しない。  
イ 経営管理実施権に基づき林業経営者が経営管理を実行する場合  
素材生産等収益を伴う施業を含め、経営管理に必要な施業のすべてを実施することができる。

23

# 【参考】意向調査結果(「委託希望」)への対応方法

- 意向調査の結果(特に「委託希望」)を踏まえて、集積計画のみならず、幅広い手法で森林整備につなげることが重要です。
- ①集積計画の策定を進めつつ、それが難しい場合は、②民間事業者への斡旋、③市町村との協定に基づく間伐実施、④市町村独自の補助による間伐支援などの実施を検討しましょう。
- ⑤「断る」ことも選択肢の一つとなります(ただし、市町村としての取組方針を整理する必要)。

